

後援会連絡所	〒323-0807 小山市城東3-14-5 0285-20-5000	発行責任者	津布久 正夫
ホームページ	http://homepage3.nifty.com/yamanoi-takashi/	編集者	山野井 孝
メールアドレス	yamanoi.takashi@tvoyama.ne.jp	発行日	2014年7月8日

日頃からの皆様のご支援に、心より感謝申し上げます。
市民が安心して暮らせる小山市をめざして、取り組んでまいりますので、変わらぬご支援をお願いいたします。
平成26年第2回定例会が、6月5日から26日の日程で開催されました。上程された議案は13件、議員提出議案が1件で全議案が原案通り可決されました。また、3件の陳情が新たに受理され、全て継続審査となりました。さらに、継続審査の陳情1件は不採択となりました。



【主な議案】

＜小山市老朽危険空き家等の適正管理に関する条例の制定について＞

この条例の目的は、老朽化した空き家等の適正な管理について、所有者等の責務を明らかにするとともに、空き家等を起因とする事故、犯罪等を未然に防止し、市民の生命や財産を保護し、及び良好な生活環境を確保することにより、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することです。

具体的には、空き家等の適正管理のための『市の責務』『所有者等の責務』『市民等の役割』を定めるとともに、『調査』『助言又は指導』『勧告』『命令』『応急代行措置』『代執行』などを定めることで、危険空き家等の解消を図るものです。

＜小山市火災予防条例の一部改正について＞

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令の一部が改正され、対象火気器具等の取扱いに関する規定が整備されたほか、屋外における大規模な催しを主催するものに対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等が義務付けられたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

小山市では、7月27日（日）にサマーフェスティバルとして花火大会を予定しています。今回の条例改正は花火大会の日程にあわせて行うものとの説明がありました。



サマーフェスティバル（花火大会）

＜財産の取得について-①->

小山市消防署及び野木分署の救急車が老朽化したことにより、2台の救急車（高度救命処置用資機材積載高規格救急自動車）を購入します。

小山市消防署に納入されるものは3,456万円で野木分署に納入されるものは、AEDを除いたもの（別に購入したAEDがあるため）で、108万円安くなっています。

今回の救急車の購入により、小山市民、野木町民の生命が一人でも多く救えることを望んでいます。



高規格救急自動車

＜財産の取得について-②->

児童数が増加を続けている大谷東小学校では教室数が足りないために、隣接する用地を購入し校舎の増築をすることになりました。そのための用地取得に係る財産の取得で、2人の地権者から3筆（6,053.02㎡）で取得予定価格は1億1,198万870円となりました。

<平成26年度小山市一般会計補正予算（第1号）>

議会最終日に追加議案として補正予算が上程されました。その中には『農業総務費』として『ビール麦穂発芽被害支援費』2,425万5千円が含まれています。

これは、6月5～9日に降り続いた大雨の影響で、小山市内の二条大麦（ビール麦）が、収穫前に実が穂に付いた状態で発芽する『穂発芽』となったもので1,410haのうち、358haが被害を受け、小山市の被害総額は県内で5番目の1億7,200万円にのぼりました。

補正予算では、乾燥調製費及び来季用の種子購入費を支援することにしたものです。

【第4回議会報告会】

平成26年5月20～22日の日程で、第4回議会報告会を開催しました。これまで、市内6箇所での開催でしたが、今回から9箇所に増やしての開催となりました。

私は第3班に所属し、20日に桑公民館、21日に間々田市民交流センター、22日に中央公民館での報告会に参加し、主に総務常任委員会での審議の内容について説明しました。

参加した市民からは、多くの意見や要望をいただきました。特に、小山広域保健衛生組合の訴訟事案に対する和解が成立したことについて、検証すべきや責任のとり方などの意見が多く出されました。議会としても、執行部とは違う立場での検証を行うように総括をしていきます。



間々田市民交流センター（21日）

【小山広域保健衛生組合訴訟事案の和解について】

小山広域保健衛生組合（管理者：大久保寿夫小山市長）（構成市町：小山市・下野市・野木町・上三川町）と宮城県（株）南衛生工業との間で長年にわたって争われてきた訴訟事件について、和解が成立したことが、5月13日の議員説明会で報告されました。組合では、既に47億円を前払い金として支払っていますが、コンポストの処理が終了した時点で精算することになっていたため、その金額がいくらになるのかが不安となっていました。追加で7億円を支払うことで、これ以上の請求がないことや今後は排出者責任を問われないこととなったことから『和解』したというものであります。

今回の結果を受けて、小山広域保健衛生組合では、二度と同様なことが起こらないように組織の改編を行うとともに、しっかりとした検証を実施するとしています。

もちろん、検証することも必要なことですが、市民への説明責任が果たされていません。今回の裁判で組合が支払った主な費用は、損害賠償金約2億円、弁護士費用約1億円、処理費用約54億円などで合計約57億円になります。このうち小山市の負担割合は72.665%ですから、41.4億円となり、小山市民ひとりあたりの負担額は、約2万5千円です。

まずは、市民への説明責任を果たし市民に理解してもらうことが最優先の取り組みだと思います。議会としても、裁判を長引かせてしまった責任があると思います。私を含めて数名の議員は控訴や上告の時に敗訴を認める勇気も必要だと申し上げましたが、聞き入れてもらえませんでした。

議会としてどのような検証ができるかわかりませんが、市民の声を聞きながらしっかりとした検証が行えるように意見を申し上げていきます。

【地元小中学校の入学式に参列】

4月8日（火）に市内全中学校で入学式が挙行され、地元の小山第二中学校の式に出席しました。今年の新入生は111名で、これで3学年全てが4クラスとなりました。

また、4月9日（水）には、市内全小学校で入学式が挙行され、地元の小山第二小学校の式に出席しました。今年の新入生は37名で久しぶりに2クラスとなりました。

【後援会連絡所で市政相談を実施】

私の後援会連絡所で、6月から週1回の市政相談を始めました。

場所は城東3丁目にある『大橋公園』の東側で、住所は『小山市城東3-14-5』です。

6月は2日、9日、16日、24日の4回実施しました。時間帯は午後5時から6時までの1時間です。まだまだ宣伝不足で、相談者はわずかですが、これから多くの皆さんが相談に訪れることを期待しています。どんなことでも良いので、一度相談してみてください。